

# 第1回策定委員会 意見反映一覧

【資料5】

| No | 意見の要旨   | 反映   | 章・節                   |
|----|---|--|-----------------------|
| 1  | 計画の対象者について、起訴猶予や執行猶予になる前の支援が重要となり、実際には起訴猶予になりそうな方やこれから矯正施設を出所する予定の方への支援も行っているが、そのような者も対象者とするのか。 | 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」（法務省）にある対象者の考え方に基づき、「起訴猶予が見込まれる被疑者」を加える。<br><br>「地方再犯防止推進計画策定の手引き」（P,9一部抜粋）<br>近年では、起訴猶予が見込まれる被疑者等に対する「入口支援」の取組も広がっていることから、地方計画に盛り込む施策の内容に応じて、刑務所出所者や保護観察対象者だけでなく、被疑者等を再犯防止施策の対象に含めることも考えられます。 | 第1章<br>第3節            |
| 2  | 居住支援法人が住居確保にとって重要となるので、計画内に入れてもらいたい。  | 「住居の確保等の取組」の現状と課題に、居住支援法人の重要性について記載。   | 第3章<br>第1節<br>2       |
| 3  | 市町村職員への一時保護施設見学等を行い、実態を知ってもらうことが重要ではないか。  | 更生保護施設の見学についても「具体的施策」へ加えた。   | 第3章<br>第6節<br>施策No.55 |
| 4  | 各施策について、質の違うものがいくつか並んでいるので、誰を対象としたものなのかについて整理すると良いのではないか。                                       | 「対象者・支援時期別施策一覧」を作成し、参考資料として掲載する。   | 第4章<br>1              |

※その他委員意見についても、「現状と課題」へ反映